

災害で自動車に被害を受けた方へ (自動車税の災害減免制度)

災害により自動車に被害を受けた方については、一定の要件を満たした場合に自動車税（環境性能割・種別割）の軽減を受けられます。

次のいずれかに該当する場合で一定の要件を満たすと、自動車税の軽減が受けられます。

- 1 自動車税環境性能割の減免
 - ・ 災害で滅失または損壊した自動車の代わりに別の自動車を取得した場合
 - ・ 取得から1月以内に、災害で自動車が滅失または損壊した場合
- 2 自動車税種別割の減免
 - ・ 自動車の修理費用を支払った場合

1 災害で滅失または損壊した自動車の代わりに別の自動車を取得した場合

災害により自動車が滅失または損壊し、その代わりとして別の自動車を取得した場合には、次の要件を全て満たすことで、代わりに取得した自動車の自動車税環境性能割が減額されます。

- ① 要件（全てを満たす必要があります。）
 - ・ **滅失または損壊の日**（自動車が被災した日）**から3か月以内に自動車を取得すること**
（注文から納車まで3か月以上かかるなど、やむを得ない事情がある場合には滅失または損壊の日から6か月以内に取得すること）
 - ・ 被災自動車の所有者と同じ方が取得すること
 - ・ 被災自動車と用途（乗用車・貨物・特種用途自動車の区分）が同じであること
 - ・ 被災自動車と自家用・事業用の分類が同じであること

② 減免額

減免額は次の計算式により算出される額です。既に納付済の場合、減免額に相当する額を還付します。

$$\text{減免額} = A \times B \quad (\text{100円未満切り上げ})$$

A 滅失または損壊した自動車の、滅失または損壊の日時点における通常の取得価額

B 代わりに取得した自動車の税率

③ 手続

減免を受けるには、**滅失または損壊の日から3月以内に**、総合県税事務所に申請する必要があります。

(必要書類)

申請書、市町村長が発行する被災証明書、被災自動車の登録事項証明書（永久抹消することができない場合は、解体の事実を証明する書類等）、自動車の注文書（やむを得ない事情があり被災の日から3か月以内に自動車を取得することができない場合のみ）

2 取得から1月以内に、災害で自動車が滅失または損壊した場合

取得から1月以内に自動車が滅失または損壊した場合には、申請により取得時に課税された自動車税環境性能割の全額が還付されます。

※ 「滅失または損壊」とは、自動車が無くなることまたは修理しても走行不可能な程度に壊れたことをいい、原則として永久抹消されることが要件ですが、永久抹消しない場合でも解体の事実や修理しても走行不可能であることが確認できれば対象となります。

① 要件

取得の日から1月以内に自動車が被災し、滅失または損壊していること。

② 減免額

滅失または損壊した自動車の取得時に課税された自動車税環境性能割の全額

③ 手続

災害が止んだ日から3か月以内に、申請書に被災証明書（市町村長等の発行する被災の事実を証明する書類のことを指し、市町村によって名称が異なる場合があります。）、自動車の登録事項等証明書（永久抹消することができない場合は、解体の事実を証明する書類等）を添付して総合県税事務所へ提出してください。

3 自動車の修理費用を支払った場合

被災した自動車の修理費用として、その自動車の自動車税種別割の年額を上回る金額を支出した場合、その年の自動車税種別割を納付する前であれば、自動車税種別割の一部が減免されます。（被災の時点で納期限を迎えていない場合に限ります。）

① 要件

- ・修理費用（保険金等により賄われた金額は対象外です。以下同じ。）として、自動車税種別割の年額を上回る金額を支出していること
- ・その年の自動車税種別割を納付していないこと
- ・被災の時点で自動車税種別割の納期限が到来していないこと

② 減免額

- ・修理費用が自動車税種別割の年額の2倍を超えるときは、自動車税種別割の年額の2分の1
- ・修理費用が自動車税種別割の年額を超え、2倍以下であるときは、自動車税種別割の年額の4分の1

③ 手続

災害の止んだ日から1月以内又は自動車税種別割の納期限のいずれか早い日に、申請書に被災証明書と修理費用の金額が分かる書類を添付して、総合県税事務所へ提出してください。

申請先・お問い合わせ先

総合県税事務所課税部 課税第四課

☎018-860-3339